令和４年 11 月 11 日

大阪府内医師会
　事務局ご担当者　様

参考）大阪府作成の FAQ に関して（新型コロナウイルス感染症対応）

平素よりお世話になり、誠に有難うございます。

さて、大阪府より別添資料の提供がありましたので、ご参考までにお送りいたします。
本資料は、大阪府から市町村向けに案内されているもので、ご参考くださいますれば幸甚に存じます。

一般社団法人大阪府医師会
業務部　地域医療１課（小山）

要請に基づく臨時発熱外来開設に係る支援制度等について

R4.11.4 大阪府健康医療部

＜概要＞

○令和４年 10 月 25 日付け感企第 3238 号により、府知事からの新型インフルエンザ等対策特別措置法第 29 条第４項に基づく市町村長への要請を受けて、市町村が地区医師会等の地域の医療関係者と協議し、府が別途定める期間中（令和４年 11 月中旬から令和５年２月中旬までの期間のうち、概ね 50 日間程度）に開設する臨時発熱外来（以下、単に「臨時発熱外来」という）の設置者に対し、体制整備費補助金（府の執行節「負担金、補助及び交付金」）及び運営支援金（同「報償費」）を交付します。

⑴ 体制整備費補助金

・基準額：3,000 千円　＊補助率：10/10（千円未満の端数切り捨て）

・対象経費は臨時発熱外来の開設に必要な改修工事、駐車場等の整地工事、パーティションやテントの購入又はリース及び事務用品等の消耗品購入に係る経費です。

・基準額（3,000 千円）は、臨時発熱外来１カ所当たりの上限額です。ただし、輪番制で実施する場合は、当該輪番に参加する医療機関全体で１ヵ所とみなし上限額を適用します。

・11 月末までに体制整備を完了することが要件であるため、11 月 30 日までに完了した工事や納品された備品等が対象です（リース料は要請に係る開設期間終了時まで対象）。

・臨時発熱外来の運営に供するものであれば、既に整備済みのもの（令和４年度に整備したものに限る）であっても補助対象とすることが可能です。

⑵ 運営支援金

・府が臨時発熱外来の開設を要請する期間（別途定める 50 日程度）における開設時間に応じ、下表のとおり運営支援金を交付します。

開設時間	交付額／日	
	日曜・祝日等	平日・土曜の夜間
1.0～2.5 時間	50,000 円	30,000 円
2.5～3.0 時間	60,000 円	36,000 円
3.0～3.5 時間	70,000 円	42,000 円
3.5～4.0 時間	80,000 円	48,000 円
4.0～4.5 時間	90,000 円	54,000 円
4.5～5.0 時間	100,000 円	60,000 円
5.0～5.5 時間	110,000 円	66,000 円
5.5～6.0 時間	120,000 円	72,000 円
6.0 時間以上	130,000 円	78,000 円

・運営支援金については、診療・検査医療機関の指定を受けていただかない場合も対象となりますが、診療・検査医療機関を対象とした「日曜・祝日等における診療・検査支援金」及び「流行期等における体制強化支援金」との併給はできません。

・季節性インフルエンザとの同時流行も懸念されるため、新型コロナとインフルエンザ両方の検査ができる体制を整え、鑑別診断と処方を行っていただくことが要件となります。

・開設時間や検査件数の最低基準は設けていませんが、要請の趣旨を踏まえ、可能な限り長時間の開設としてください（目安、４時間以上）。

＜補足＞

○感企第 3238 号は、府が定める期間中の日曜・祝日及び年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日）における臨時発熱外来の開設を要請するとともに平日夜間（土曜日を含む）も可能な限り、同様の体制確保を依頼するものです。

○「人口規模に応じ」としていますが、市町村により所在する医療機関数も異なることから、具体的な基準は定めていません。市町村内の診療・検査医療機関の指定数や、かかりつけ患者以外も対応する「A 型」・「準 A 型」の割合等も考慮し、次のピーク期において発熱患者等の受診先が一つでも多く確保されるよう、臨時発熱外来の開設をお願いします。

＜開設を要請する期間＞

○臨時発熱外来の開設を要請する期間は、人口 10 万人当たりの新規陽性者数や 1 週間平均陽性率等を参考に府が判断し、市町村や医師会に対し、別途通知します。

＜臨時発熱外来運営体制の想定される主なパターン＞

⑴ 休日急病診療所

・休日急病診療所では発熱患者を受入れていなかったが、要請を受け、出務医師を増員して発熱患者用の診療スペースを確保する。或いは、既に休日急病診療所において発熱患者を受入れているが、２診体制とするなど体制を拡充。

⑵ 市立病院等の敷地内

・病院の駐車場等にプレハブやテントを設置し、病院勤務医や地区医師会等からの出務医により発熱患者用の診療・検査を当該市立病院としての診療とは別に実施する。

⑶ 地域の中核的病院

・診療・検査医療機関の指定を受けていない、又は、日曜・祝日に発熱外来を開設していない管内の病院に働きかけ、要請期間中の臨時発熱外来を開設する。

⑷ 地域の診療所の輪番制

・診療・検査医療機関の指定を受けていない、又は、日曜・祝日に発熱外来を開設していない管内の複数の診療所が輪番制で臨時発熱外来を開設する。

○いずれの場合も、臨時発熱外来開設前よりも市町村管内の診療・検査体制が拡充するよう調整をお願いします。（既に日曜・祝日等に発熱患者の診療・検査を実施している医療機関に対し、体制拡充を伴わないまま、単に臨時発熱外来として位置付けることは、発熱外来のひっ迫緩和に繋がりませんので、ご理解ください）。

＜参考：診療・検査医療機関への支援制度＞　府ホームページはこちら

○府が実施している診療・検査医療機関に対する支援制度は次のとおりです。

⑴ 日曜・祝日等における診療・検査支援金

・日祝等に開設した診療・検査医療機関に指定区分と開設時間に応じて支援金を交付

⑵ 流行期等における体制強化支援金

・流行期（11 月中旬から 2 月中旬を想定）において開設時間と検査件数の要件を満たす平日土曜の日数に応じて、A 型又は準 A 型の指定を受けた診療・検査医療機関に支援金を交付

⑶ 長期休暇等における検査実施協力金

・年末年始や GW 等の長期休暇中の日曜・祝日等に実施する検査件数に応じて、１件当たり 20 千円の協力金を交付（上限：対象日あたり 10 件）

＜FAQ＞

① 休日急病診療所として既に診療・検査医療機関の指定を受け、「流行期等における体制強化支援金」、「日曜・祝日等における診療・検査支援金」の事前届出
も済んでいる。今回の「臨時発熱外来運営支援金」の支給を受けることができるか。

➜臨時発熱外来運営支援金と、既存の支援金制度の併給はできないため、いずれかを選択し申請していただくこととなる。ただし、臨時発熱外来運営支援金を選択する場合は、既存の体制からの拡充をお願いしたい。

② 市立病院の敷地内に大人と小児の臨時発熱外来を２ヵ所設置する予定であるが、臨時発熱外来運営支援金は２ヵ所分の支給を受けられるか。

➜診療・検査医療機関への流行期等における体制強化支援金についても、同一の医療機関で内科と小児科の発熱患者に対応いただいても１カ所分となるため、このケースにおいても２ヵ所分の算定はできない。

③ 市立病院ではなく、管内の病院に日曜・祝日等の発熱外来開設を依頼しようと考えているが府からの要請に応じたことになるか。また、臨時発熱外来運営支援金の対象となるか。

➜必ずしも市民病院や休日急病診療所において臨時発熱外来を開設する必要はなく、市民が受診できる発熱外来が拡充されるのであれば要請に応じたものと認識。従って、臨時発熱外来運営支援金の対象となる。
ただし、当該病院が既に診療・検査医療機関の指定を受け、日曜・祝日等に発熱外来を実施している、又は夜間・休日に救急外来で発熱患者を受入れている場合に、当該病院を臨時発熱外来として位置付けるなど、受入可能人数の増加に繋がらない又は強化の程度が僅少である場合は、要請に応じたものとは考えられない。

④ 既に診療・検査医療機関として指定を受け、日曜・祝日に開設している医療機関において、診察室の増加を行った場合は、既存分で「日曜・祝日等における診療・検査支援金」の、拡充分で臨時発熱外来運営支援金の支給を受けられるか。

➜日曜・祝日等における診療・検査支援金については、複数の診察室があったとしても１ヵ所分として交付しており、このケースにおいても１ヵ所の医療機関としていずれかの支援金を選択し申請していただくこととなる。
なお、「流行期等における体制強化支援金」との関係についても同様。

⑤ 臨時発熱外来は、市町村のホームページ等でも公表する必要があるか。

➜市町村における案内方法については指定いたしません。ただし、臨時発熱外来を設置する医療機関（休日急病診療所等を含む）のホームページ等において、「発熱患者の受入れを行っていない」、「新型コロナの検査をしていない」等、発熱患者の受入れを否定するような案内は行わないようお願いしたい。